

グリーンアップおおいたアドバイザー設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境教育を推進するため、県内の学校、企業、地域などでの地球温暖化対策や廃棄物の排出削減・循環的利用、水環境保全、自然環境の保全・活用に関する講習会、学習会、研修会及び自然観察会等（以下「講習会等」という。）の実施を支援するグリーンアップおおいたアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(アドバイザー)

第2条 アドバイザーは、講習会等において、環境保全に関する知識の普及・啓発を図るとともに、参加者のグリーンアップおおいたへの理解増進と参加促進を図るものとする。

2 アドバイザーは、環境に関する最新情報等を提供するための研修会等に参加するよう努めるものとする。

(選定基準)

第3条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者をアドバイザーに委嘱するものとする。

- (1) 環境関連分野を専攻する大学教授等（旧エコサポーターを含む）
- (2) 環境省等が所管する環境カウンセラー、エコアクション21審査人、環境マネジメントシステム（ISO14001）審査員の資格を有する者
- (3) 地球温暖化防止、省エネルギー推進に関する家庭の省エネエキスパート、うちエコ診断士、地球温暖化防止コミュニケーター（旧IPCCリポートコミュニケーター）の資格を有する者
- (4) 大分県環境教育アドバイザーとして直近の任期中に大分県環境教育アドバイザーに相当の回数帯同し、その活動を補佐した実績を有する者
- (5) その他知事が適当と認める者（大学教授と知識・経験等が同等の者）

2 前項の規定により、アドバイザーへの委嘱を希望する者は、誓約書（第1号様式）を知事に提出するものとする。

(推薦)

第4条 知事は、アドバイザーからグリーンアップおおいたアドバイザー推薦書（第2号様式）により推薦のあった者で、前条第1項各号のいずれかに該当する者をアドバイザーに委嘱するものとする。

2 前項の規定により、アドバイザーへの委嘱を希望する者は、誓約書（第1号様式）を知事に提出するものとする。

(任期)

第5条 アドバイザーの任期は、2年以内とし、再任することができる。

(委嘱の取消)

第6条 知事は、アドバイザーが次の各号にいずれかに該当するときは、委嘱を取り消すものとする。

- (1) 辞退の申し出があったとき
- (2) 第3条第1項各号の要件を満たさないとき
- (3) 傷病その他のやむを得ない事由により、その活動をする事ができないと認め

られるとき

- (4) 虚偽の申請その他不正の手段によって委嘱されたとき
- (5) その他知事が不相当と認めるとき

(講習会等の支援)

第7条 知事は、概ね20人以上の参加が見込まれる講習会等の実施を支援するため、グリーンアップおおいたアドバイザー派遣等事業を実施するものとする。

(サポーター)

第8条 講習会等を安全かつ円滑に実施するため、アドバイザーを補佐する者(以下「サポーター」という。)を登録することができる。

- 2 アドバイザーは、サポーターの登録を希望するときは、サポーター登録申請書(第3号様式)及び誓約書を大分県生活環境部環境政策課長(以下「課長」という。)に提出するものとする。
- 3 課長は、前項の規定による申請を審査し、アドバイザーにその採否を通知するものとする。なお、登録を決定したときは、サポーターにその旨を通知するものとする。

(登録の取消)

第9条 課長は、サポーターが次の各号にいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 辞退の申し出があったとき
- (2) 傷病その他のやむを得ない事由により、その活動をする事ができないと認められるとき
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段によって登録されたとき
- (4) その他知事が不相当と認めるとき

(報告)

第10条 知事は、アドバイザーに活動の報告を求めることができる。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附則

- 1 要綱は、令和6年11月1日から施行する。
- 2 大分県環境教育アドバイザー設置要綱は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に従前の大分県環境教育アドバイザー設置要綱により委嘱を受けている大分県環境教育アドバイザーについては、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定によるアドバイザーの推薦に関し必要な行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附則 この要綱は、令和7年3月31日から施行する。